

## 次期 SIP に向けた利益相反マネジメントポリシー

令和4年5月26日  
ガバニングボード

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）は、内閣府が、我が国における社会課題の解決や国際競争力の強化に向けて重要な課題を設定するとともに、課題に関連する優れた知見や経験を有する有識者をプログラムディレクター（PD）として任命し、府省や産学官の垣根を越えて、基礎研究から社会実装までを見据えて一貫通貫で研究開発を推進するプログラムである。従って、PDは課題の推進に当たって、業界や組織の枠にとらわれず、社会課題の解決等に向けて、ベストな体制を構築して取り組むことが期待されている。

一方、PDは課題に関連する優れた知見や経験が求められることから、課題に関連する優れた技術開発や事業展開を行う企業、大学、国立研究開発法人（国研）等の組織に所属する者から任命される蓋然性が高いが、その場合には課題の推進に当たって必然的にPDが所属する組織の参加や協力が求められるため、PDの所属する組織との関係での利益相反（※1）による問題が生じうる。

SIPにおいて、PDは内閣府からの任命を基に内閣府の立場として研究開発計画のとりまとめなど企画立案に関わる一方、研究実施者等の選定は研究開発計画に基づき独立行政法人である研究推進法人が担うものであることから、結果として研究実施者等が、PDが所属する組織となったとしても基本的には選定時における利益相反による問題は生じないものと考えられる。しかし、PDが研究開発計画等を通じて課題に関与することによって所属組織の参加、当該組織のSIPでの活動に対して何らかのバイアスを与えるのではないかと第三者から利益相反による疑念が持たれかねない。

そのため、これまでのSIPでは、SIP運用指針において、PDが所属する組織への直接的・間接的な資金配分が行われる場合には、都度ガバニングボードに報告し、その意義を説明することと規定していたが、PDやその所属する組織の負担や資金配分に要する期間の遅延が生じることから、実質的にPDの所属する組織への資金配分は困難であり、課題の推進に当たっての支障となっている。

また、サブPDを始めとするPDを補佐し課題運営に関わる関係者においても、その所属する組織との利益相反による問題への懸念から課題の推進に当たっての支障となることがある。

このような状況を踏まえ、次期SIPにおいて、PDが所属する組織かどうかに関わらず、ベストな体制を構築し、課題を推進するため、利益相反による疑念に対する説明責任を果たすことができるよう、利益相反マネジメント（※2）の仕組みを構築することとする。

このため、令和4年度に実施する次期SIPのフィージビリティスタディ（FS）においては、PD候補やサブPD候補等の関係者に係る利益相反マネジメントに関して、利益相反マネジメント規則を定め、第三者委員会を設置し、利益相反による問題が生じうる場合に意見を求めるなどの運用を行い、その結果を踏まえ、令和5年度からの次期SIPの実施に当たってSIP運用指針の改正など必要な措置を行うこととする。

※1 SIPにおける「利益相反」とは、SIPの利益とPDやサブPD等の課題の関係者が所属する組織の利益が相反する状態をいう。利益相反があることは自体問題ではなく、PDやサブPD等の課題の関係者が、所属する組織の利益を優先させ、SIPの利益を害する場合に問題が生じる。

※2 SIPにおける「利益相反マネジメント」とは、PDやサブPD等の課題の関係者がSIPの課題の推進に当たって、当該関係者による利益相反による問題を避けるための措置を実施するとともに、当該関係者が利益相反による疑念を持たれかねない場合に説明責任を果たすことができるよう透明性を確保するための必要な手続を実施することをいう。

## 次期SIPのFSにおける利益相反マネジメント規則

令和4年5月26日  
ガバニングボード

(目的)

第1条 次期SIPに向けた利益相反マネジメントポリシーに基づき、次期SIPのFSにおける利益相反マネジメント規則（以下、「本規則」という。）を定め、次期SIPのFSにおける利益相反による問題を避けるための措置等を講じるとともに、次期SIPの実施に当たっての利益相反マネジメント体制を整備することを目的とする。

(利益相反マネジメントの対象)

第2条 PD候補について、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を利益相反マネジメントの対象とする。

- 一 研究推進法人が、FSの調査分析を実施する機関（以下「調査分析機関」という。）を公募し、選定する場合において、PD候補の所属する組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある場合
  - 二 内閣府が、FSの実施に当たって設置する検討タスクフォースにおいて定める研究開発テーマ候補について、技術実現性、事業性、社会的受容性等の調査を行うため、研究推進法人又は調査分析機関が外部の研究機関（以下「外部研究機関」という。）に委託又は外注する場合において、PD候補の所属する組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある場合
  - 三 その他の場合であって、PD候補の所属する組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある場合
- 2 利益相反マネジメントの対象の詳細は、必要に応じて利益相反マネジメント細則に定めるものとする。

(アドバイザーによる相談)

第3条 PD候補は、第2条各号の対象であるかどうかに関わらず、利益相反による問題や疑念に係る対応について、ガバニングボードが指名する利益相反に係るアドバイザーと相談を行うことができる。

(利益相反による問題の防止措置)

第4条 PD候補は、利益相反による問題を避けるため、第2条各号に応じて次に掲げる措置を行うものとする。

- 一 第2条第1号に該当する場合には、PD候補は、公募期間中に応募を予定する者に公募に関し、事前接触を行わないこととともに、研究推進法人が実施する選定に自ら関わらないこととする。

- 二 第2条第2号に該当する場合には、PD候補は、検討タスクフォースにおける研究開発テーマ候補の決定に係る議決及び調査分析機関による外部研究機関への外注の仕様書の確認に係る議決に関わらないこととする。但し、PD候補が担当する課題候補に係る知見や経験に基づき研究開発テーマ候補の検討に関わることはこの限りではない。
- 三 第2条第3号に該当する場合には、所属する組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある意思決定に関わらないこととする。

(利益相反による疑念に係る自己申告)

- 第5条 PD候補は、PD候補の所属する組織への資金配分が大半となることが見込まれる場合など、第4条各号に定める措置を取ったとしても、なお利益相反による疑念が持たれかねないと判断される場合には、検討タスクフォースでの議決など、当該組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある意思決定が行われる前に、あらかじめ内閣府へ申告するものとする。
- 2 内閣府は、第1項の申告があった場合において、必要に応じて、PD候補からヒアリングを実施するものとする。

(第三者委員会による意見)

- 第6条 内閣府は、第5条第1項の申告に基づき、ガバニングボードの下に設置する第三者委員会（以下「委員会」という。）に対し、申告があった事案に関して、意見を求めることとする。
- 2 委員会は、前項で意見の求めがあった場合において、契約までの経緯等の事実について、研究推進法人及び調査分析機関からの説明及び／又は関係書類の提出等を求めることができるものとする。
  - 3 委員会は、第1項で意見の求めがあった事案について事実を確認した結果、利益相反による疑念が持たれかねないものと認めた場合には、改善のための措置を内閣府に提案するものとする。
  - 4 内閣府は、前項の提案に基づき、PD候補に対し、改善のための措置を要請するものとする。
  - 5 PD候補は、前項で要請があった改善のための措置に異議がある場合には、内閣府に対して、委員会における再意見を申し立てることができる。ただし、再意見は1件につき1回とする。

(準用)

- 第7条 サブPD候補やその他のFSの関係者について、第2条に定めるPD候補に係る利益相反マネジメントの対象と同様の状況が生じた場合には、第3条から第6条までの規定を準用するものとする。

(細則)

第8条 本規則の実施にあたり必要な事項は、ガバニングボード座長が別に定めるところによる。

(見直し)

第9条 委員会は、次期SIPでの利益相反マネジメント体制の整備のため、FSでの利益相反マネジメントの実績を評価し、本規則の見直しを行い、SIP運用指針の改正など必要な措置をガバニングボードに提案するものとする。